

第5章 温室効果ガスの削減目標

5-1 温室効果ガス削減目標設定の考え方

本市における平成22(2010)年度の温室効果ガス排出量の削減目標については、次の考え方のもとに設定します。

「京都議定書目標達成計画」の概要

わが国は、京都議定書において、平成20(2008)年度から平成24(2012)年度の期間に、温室効果ガス総排出量を基準年度である平成2(1990)年度比で6%削減することとしています。「京都議定書目標達成計画」においては、温室効果ガス排出量の削減目標として、基準年度比0.5%減を掲げ、残りの削減量である5.5%は、森林吸収量での3.9%と京都メカニズムでの1.6%で補うとしています。

京都メカニズムは、国際間での温室効果ガス排出権の取引となることから、国の施策として実施します。

また、森林吸収源の対策は、全国の森林全体で3.9%の吸収量を確保するため、全国での森林整備の取組を進めます。本市においても市域内の森林整備に関する施策を実施します。

こうしたことから、本市においては、森林吸収や京都メカニズムの活用を除き、温室効果ガス総排出量の0.5%削減という目標の達成を踏まえて、目標を設定するものとします。

■ 「京都議定書目標達成計画」における目標値

区 分	目 標
	平成2(1990)年度比 (基準年度総排出量比)
温室効果ガス削減量	-0.5%
森林吸収源	-3.9%
京都メカニズム	-1.6%
合計	-6.0%

5-2 温室効果ガスの削減目標

削減目標の設定

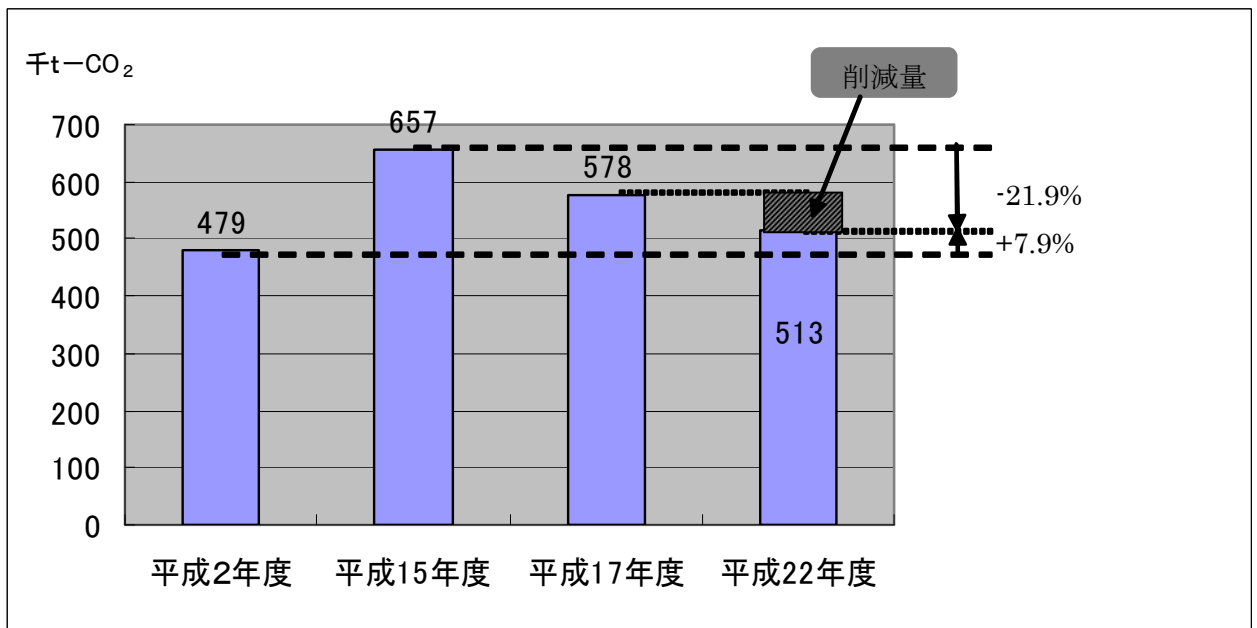
京都議定書に基づき策定された、「京都議定書目標達成計画」では、部門別、ガス種類別に削減率が定められており、鎌倉市ではそれと同等の削減を目指して、鎌倉の産業構造の特性、部門別構成比の特性等を踏まえ、削減すべき温室効果ガス排出量を推計した結果、次の目標を掲げます。

<目標>

鎌倉市域における平成 22 (2010) 年度の温室効果ガス排出量を、平成 15 (2003) 年度に比べ 21.9%削減します。

特に、温室効果ガスの中でも排出量の約 99%を占める二酸化炭素に重点を置き、対策を進めます。

■温室効果ガス排出量の経緯と将来推計



5-3 削減目標の内訳

現状の平成 17(2005)年度における温室効果ガス排出量は約 57 万 8 千 t で、平成 22(2010)年度における温室効果ガス排出量の目標は約 51 万 3 千 t ですので、約 6 万 6 千 t の温室効果ガスを削減する必要があります。

■ 温室効果ガス削減量

(t-CO₂)

	平成 15 年度 2003 年度	①現状 平成 17 年度 2005 年度	②目標 平成 22 年度 2010 年度	①-② 目標削減量
工場等部門	133,536	108,138	97,677	10,461
オフィスビル等 部門	163,536	126,420	120,565	5,855
家庭部門	227,611	208,941	181,062	27,879
自動車等部門	101,679	109,821	95,655	14,166
廃棄物等部門	30,594	24,993	17,836	7,157
計	656,957	578,313	512,795	65,518

※ 各部門の目標削減量については、京都議定書目標達成計画の削減率が部門ごとに違うため、部門ごとの削減量に差がでています。